

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤義郎

四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の  
整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行します。御通知いたします。

今回の改正は、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、四半期決算等に係る適時開示について、画一的な開示を求める枠組みを最小限に留め、上場会社が自らの判断に基づいて投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを柔軟に行うこととする見直しを行い、また、本年3月期決算から国際会計基準（IFRS）の任意適用が認められることに対応した、IFRSを任意適用する上場会社に係る上場制度の整備を行うほか、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備の一環として、支配株主との重要な取引を行う場合について、一定の手続きの実施を求めるなど、有価証券上場規程等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. 四半期決算等に係る適時開示の見直し

(1) 四半期決算に係る開示様式の明確化

- ・ 上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合の開示について、本所所定の様式により開示するものとします。

(2) 決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの明確化

- ・ 上場会社は、既に開示した決算内容について、当該決算に係る法定開示書類の提出前に訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該訂正の内容を開示すれば足りるものとします。

(3) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

- ・ 上場会社は、決算内容に関する補足説明資料を作成し、第三者にこれを提供した場合には、自社ホームページに掲載するなどの方法により当該資料の投資者への公平な提供に努めるものとします。

2. 国際会計基準（IFRS）任意適用会社対応

(1) 上場審査基準における取扱い

- ・ 任意適用会社に対する純資産の額及び利益の額に係る基準については、IFRSによって作成した連結財務諸表に基づいて算定される純資産の額及び利益の額を基に算出する額を用いることとします。

(2) 適時開示における取扱い

- ・ 任意適用会社が行う適時開示に係る軽微基準については、「経常利益」に係る基準は適用せず、「当期純利益」に係る基準については「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとします。

- ・ 任意適用会社が行う業績予想については、売上高、営業利益、税引き前利益、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益についての修正を適時開示の対象とします。
- (3) 上場廃止基準等における取扱い
- ・ 任意適用会社に対する債務超過に係る上場廃止基準の適用にあたっては、I F R Sと日本基準との会計基準上の差異により不利益な取扱いとならないよう特例を設けることとします。
  - ・ 任意適用会社に対する不適当な合併等に係る基準の適用については、「経常利益」の代わりに「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとします。

### 3. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備

#### (1) 支配株主による権限濫用を防止するための施策の整備

- ・ 上場会社が支配株主と重要な取引等を行う場合は、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うものとします。
- ・ 上場会社が支配株主と重要な取引等を行う場合は、必要かつ十分な適時開示を行うものとします。

#### (2) 議決権行使を容易にするための環境整備の拡充

- ・ 上場会社は、「議決権行使を容易にするための環境整備」として、実質的な株主による指図権の行使を容易にするための環境整備を行うよう努めるものとします。

### 4. その他

#### (1) 適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し

- ・ 上場会社が連結財務諸表提出会社である場合の適時開示に係る軽微基準については、連結財務諸表における数値（連結売上高等）を用いることとします。
- ・ インサイダー取引規制上の重要事実に該当する会社情報については、適時開示が必要であることを明確化します。

#### (2) 適時開示に係る宣誓書制度の見直し

- ・ 上場会社に提出を求めてきた「適時開示に係る宣誓書」については、本所の定める諸規則の遵守を確認する書類（確認書）に改めることとし、提出時期を新規上場時及び代表者異動時に限ることとします。

#### (3) その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

## II. 施行日

- ・ 本所が定める日から施行します。
- ・ 1. (1) の四半期決算に係る開示様式の明確化に関する規定については、施行日以後最初に終了する四半期決算に係る開示から適用するものとします。
- ・ 1. (2) の決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの明確化に関する規定については、施行日以後最初に終了する通期決算又は四半期決算に係る開示から適用するものとします。
- ・ 改正前の規定に基づき「適時開示に係る宣誓書」を提出した発行者は、施行日以後に当該宣誓書に署名を行った代表者等の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の「確認書」を提出するものとします。

なお、「本所の定める日」は、平成22年6月30日といたします。

以 上

四半期決算に係る適時開示の見直し、I F R S 任意適用を踏まえた上場制度の  
整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	4
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
4. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	9
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	12
6. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	13
7. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	14
8. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	15
9. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並び に信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	17
10. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	18
11. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	21
12. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	23
13. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	26
14. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	66
15. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	67
16. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	71
17. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	73
18. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並び に信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	75
19. 適時開示に係る宣誓書を廃止する規則	77

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者（本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券の公募（一般募集による<u>株券</u>の発行又は処分をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行うときは、その内容</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請者の商号、その属する企業集団（<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。）第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。</u>）及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」</p> <p style="text-align: right;">2部</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(8)の2</u> (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者（本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券の公募（一般募集による<u>新株</u>の発行をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行うときは、その内容</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請者の商号、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」</p> <p style="text-align: right;">2部</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p><u>(8)の2</u> 新規上場申請者が、上場後において、<u>企業行動規範に関する規則第14条に規定する投資単位の水準への移行及びその維持に努める旨を確約した書面</u></p> <p><u>(8)の3</u> (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を</p>

受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号及び第8号の2に掲げる書類

b・c (略)

(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者

a 前項第1号から第5号及び第8号の2に掲げる書類

b・c (略)

4～12 (略)

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」

(2) (略)

(新株予約権証券の上場)

第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、原則として次の各号に適合するときに上場を承認するものとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日の前の日であって、本所が定める日までとする。

(1) (略)

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等(会社法の規定により設けられた基準

受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号及び第8号の3に掲げる書類

b・c (略)

(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者

a 前項第1号から第5号及び第8号の3に掲げる書類

b・c (略)

4～12 (略)

(適時開示に係る宣誓書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類

(2) (略)

(新株予約権証券の上場)

第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、原則として次の各号に適合するときに上場を承認するものとする。

(1) (略)

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであるこ

日及び振替法第151条第1項又は第8項の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。） 後2か月以内に到来するものであること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日の前日までに改正前の第6条の4の規定に基づき本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、改正後の本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

と。

(3)～(5) (略)

2 (略)

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新			旧		
第1 (略)			第1 (略)		
第2 新株予約権証券 上場手数料			第2 新株予約権証券 上場手数料		
区分	納入期	徴収標準	区分	納入期	徴収標準
上場会社が発行する新株予約権証券の上場	<u>上場日の属する月の翌月末日まで</u>	新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が (1) 50億円以下の場合 5万円 ただし、第1株券「上場会社が新たに発行する株券の上場」の場合の上場手数料の計算により得た金額の半額が5万円未満の場合は、その金額 (2) 50億円を超える場合 10万円	上場会社が発行する新株予約権証券の上場	<u>上場日の前日</u>	新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が (1) 50億円以下の場合 5万円 ただし、第1株券「上場会社が新たに発行する株券の上場」の場合の上場手数料の計算により得た金額の半額が5万円未満の場合は、その金額 (2) 50億円を超える場合 10万円
第3・第4 (略)			第3・第4 (略)		
付 則					
この改正規定は、本所が定める日から施行する。					

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 親会社等（親会社、<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。</u>以下同じ。）に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>k～w (略)</p> <p>(3) 当該上場会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合（<u>本所所定の「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」による。</u>）</p> <p>(4) 当該上場会社の属する企業集団（<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。</u>の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（<u>上場会社がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。）である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益</u>）について、公表がされた直近の予想値</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 親会社等（親会社又は<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。</u>以下同じ。）に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>k～w (略)</p> <p>(3) 当該上場会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合</p> <p>(4) 当該上場会社の<u>売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益又は当該会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益</u>について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた<u>前事業年度又は前連結会計年度の実績値</u>）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は<u>当事業年度若しくは当連結会計年度の決算</u>において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合</p>



(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合

(5) (略)

(6) 当該上場会社において、法第166条第2項第3号に掲げる事実が生じた場合(前第4号及び第5号に規定する場合を除く。)又は同条第2項第7号に掲げる事実が生じた場合

(7) 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第4号の規定の適用については、同号中「当該上場会社の属する企業集団」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) ~ (2) の2 (略)

(削る)

(5) (略)

(新設)

(新設)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) ~ (2) の2 (略)

(3) 上場会社の子会社(施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者に限る。)の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該上場会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事

3～10 (略)

#### 第4条の4 削除

(株式分割の効力発生日等)

第12条の4 上場会社は、上場株券について株式分割又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して5日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

#### 付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第2条第1項第3号の規定は、施行日以後最初に終了する四半期累計

業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

3～10 (略)

(適時開示に関する宣誓書)

第4条の4 上場会社は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(株式分割の効力発生日等)

第12条の4 上場会社は、上場株券について株式分割又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して5日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

3 事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第2条第1項第3号の規定は、平成23年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

4 施行日の前日までに改正前の第4条の4の規定に基づき本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第三者割当に係る遵守事項)</p> <p>第2条 上場会社は、第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）第5条の2に規定する第三者割当をいう。）による募集株式等（募集株式及び会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権（<u>処分する自己新株予約権を含む。</u>）をいう。以下同じ。）の割当てを行う場合（議決権の比率が25%以上となる場合に限る。）又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。）が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行うものとする。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして本所が定める場合はこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(独立役員の確保)</p> <p>第5条の2 上場会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（<u>会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。</u>）又は社外監査役（<u>会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。</u>）をいう。以下同じ。）を</p>	<p>(第三者割当に係る遵守事項)</p> <p>第2条 上場会社は、第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）第5条の2に規定する第三者割当をいう。）による募集株式等（募集株式及び会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。）の割当てを行う場合（議決権の比率が25%以上となる場合に限る。）又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。）が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行うものとする。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして本所が定める場合はこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(独立役員の確保)</p> <p>第5条の2 上場会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（<u>同条第16号に規定する社外監査役をいう。</u>）をいう。以下同じ。）を1名以上確保しなければならない。</p>

1名以上確保しなければならない。

2 (略)

(MBOの開示に係る遵守事項)

第10条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）に関して、適時開示規則第2条第1号tに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとする。

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第10条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a（第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、d、fの2からhまで、jからnまで、rからuまで又はaiに掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）

(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第2項第1号aからdまで、fからjまで、m又はrに掲げる事項（支配株主その他本所

2 (略)

(MBO等の開示に係る遵守事項)

第10条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）又は支配株主による公開買付けに関して、適時開示規則第2条第1号tに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとする。

(新設)

が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

2 上場会社は、前項各号に掲げる場合には、必要かつ十分な適時開示を行うものとする。

(決算内容に関する補足説明資料の公平な提供)

第18条の3 上場会社は、適時開示規則第2条第1項第3号の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めるものとする。

(新設)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2又は第11条の4第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、<u>第6条の4</u>若しくは第11条の3第6項又は<u>適時開示規則第4条の4</u>の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>(13)～(20) (略)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(利子の日割計算)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号) <u>第2条の11</u>に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。</p>	<p>(利子の日割計算)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。<u>以下「施行令」という。</u>) <u>第2条</u>に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買<u>及び非課税扱いの条件が付された売買</u>については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。</p>



優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaから<u>e</u>までに適合していること。</p> <p>a～d (略)</p> <p><u>e 株券上場審査基準第4条第1項第8号に適合すること。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaから<u>d</u>までに適合していること。</p> <p>a～d (略)</p> <p>(新設)</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本所所定の「<u>取引所規則の遵守に関する確認書</u>」。ただし、上場会社及び上場債券発行者については、提出を要しない。</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本所所定の<u>適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類</u>。ただし、上場会社及び上場債券発行者については、提出を要しない。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</u></p> <p><u>第6条の2 上場債券の発行者は、第2条第1項第6号の規定により提出した宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(適時開示に係る宣誓書)</u></p> <p><u>第6条の3 第2条第1項第6号に規定する宣誓書及び添付書類を提出した者(上場会社を除く。)その他本所が定める者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p>
<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p><u>第6条の2</u> (略)</p>	<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p><u>第6条の4</u> (略)</p>
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 債券上場契約について重大な違反を行</p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 債券上場契約について重大な違反を行</p>

った場合、第2条第1項第4号の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2) (略)

2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日の前日までに改正前の第2条第1項第5号の規定に基づき、本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

った場合、第2条第1項第5号若しくは第6号又は第6条の3の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2) (略)

2 (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、  
業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>4</u> 前3項のほか、投資信託委託会社及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及び同規則の取扱いに定めるところにより準じるものとする。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日の前日までに改正前の第6条の4の規定に基づき本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。</p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>投資信託委託会社は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場受益証券の発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p><u>5</u> 前4項のほか、投資信託委託会社及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及び同規則の取扱いに定めるところにより準じるものとする。</p> <p><u>6</u> (略)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額(直前連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。)をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)のいずれか低い</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額(直前連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。)をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)のいずれ</p>

金額をいう。)をいうものとする。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。

(4)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は、前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) eの規定は、前項第2号 aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) bからdまで及びfからiまでの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) a及びcからgまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段、同取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) a及びcからgまで並びに同取扱い2.(6) b、c及びfからiまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3～7 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) eの規定は、前項第3号 aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同

か低い金額をいう。)をいうものとする。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。

(4)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は、前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) eの規定は、前項第2号 aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) d及びfからiまでの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) dからg並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段、同取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) dからgまで並びに同取扱い2.(6) fからiまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3～7 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) eの規定は、前項第3号 aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同

dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場廃止基準の取扱い1。(3) dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2。(6) bからdまで及びfからiまでの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2。(5) a及びcからgまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1。(5) bの規定は前項第6号に規定する純資産の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2。(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2。(1) b前段、同取扱い2。(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2。(5) a及びcからgまで並びに同取扱い2。(6) bからdまで及びfからiまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1。(3) d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

3～9 (略)

#### 付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場廃止基準の取扱い1。(3) dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2。(6) d及びfからiの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2。(5) dからgまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1。(5) bの規定は前項第6号に規定する純資産の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2。(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2。(1) b前段、同取扱い2。(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2。(5) dからgまで並びに同取扱い2。(6) d及びfからi中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1。(3) d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

3～9 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係            (1)～(3) (略)            (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 本所所定の「株式の分布状況表」            この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）  <u>第151条第1項又は第8項</u>の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき振替機関（振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。）が総株主通知の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準日となる日を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p>k～o (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>11. の3 第6条の4（<u>取引所規則の遵守に関する確認書等</u>）関係            (1) 第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものと</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係            (1)～(3) (略)            (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 本所所定の「株式の分布状況表」            この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）  <u>第151条第1項第2号、第3号、第4号又は第6号</u>の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき振替機関（振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。）が総株主通知の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準日となる日を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p>k～o (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>11. の3 第6条の4（<u>適時開示に係る宣誓書等</u>）関係            (1) <u>第1号に規定する宣誓書及び第2号</u>に規定する書面には、新規上場申請者の代表</p>



する。  
(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

者による署名を要するものとする。

(2) 第1号に規定する「本所が定める添付書類」とは、新規上場申請者の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係            (1)～(4) (略)            (5) 純資産の額</p> <p>a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。<u>ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。</u></p> <p>b 前aの場合において、上場申請日の直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負でないことを要するものとする。</p> <p>c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「純資産の</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係            (1)～(4) (略)            (5) 純資産の額</p> <p>a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。</p> <p>b 前aの場合において、上場申請日の直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負でないことを要するものとする。</p> <p>c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「純資産の</p>

額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

d～g (略)

(6) 利益の額

a (略)

b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い額をいう。以下

額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。

d～g (略)

(6) 利益の額

a (略)

b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。

c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い額をいう。以下

同じ。)をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

d～i (略)

(7) (略)

(8) 単元株式数

第8号に規定する本所が別に定める場合とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項の規定に従い同規程第3条第2項第8号の2に定める書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(9)～(11) (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の2.の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、連結財務者表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第73号)附則第2条の規定により連結財務諸表を同府令第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定により作成する場合は、株券上場審査基準第4条第1項第5号に規定する純資産の額については、改正前の2.(5)aを、株券上場審査基準第4条第1項第6号に規定する利益の額については、改正前の2.(6)bの規定を適用する。

同じ。)をいうものとする。

d～i (略)

(7) (略)

(8) 単元株式数

第8号に規定する本所が別に定める場合とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項の規定に従い同規程第3条第2項第8号の3に定める書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(9)～(11) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。<u>ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>直前連結会計年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下2.（2）までにおいて同じ。）の100分の30に相当する額未満であること。</u></p> <p>ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度</u>においていずれも当該事業の譲渡による<u>連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下2.（2）までにおいて同じ。）の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>連結会計年度及び翌連結会計年度の</u></p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) 事業の<u>全部又は一部</u>を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の100分の30に相当する額未満であること。</u></p> <p>ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>事業年度及び翌事業年度の各事業年度</u>においていずれも当該事業の譲渡による<u>売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>事業年度及び翌事業年度の各事業年度に</u></p>

各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結当期純利益（IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期純利益。以下2.（2）までにおいて同じ。）の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること

イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度

においていずれも当該事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること

イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度

の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる事項

c 第1号jに掲げる区分

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第9号に定める事項

においていずれも当該事業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

c 第1号jに掲げる区分

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあつては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。

以下1. (1) 及び2. (1) において同じ。)とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) 業務上の提携により他の会

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該イ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあつては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が上場会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この(1)において同じ。）を



社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社等の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この1.（1）及び2.（1）の規定において同じ。）を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の

乗じて得たものがいずれも上場会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも上場会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合に

売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあつては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあつては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

(ロ) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが直

においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあつては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあつては、取得されている株式の数が上場会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが上場会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

ロ 取引規制府令第49条第10号ロに掲げる事項

e 第1号1に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の売上高の見込額）が直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(c) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(d) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額

e 第1号1に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の売上高の見込額）が上場会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(c) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の経常利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が上場会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(d) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額

(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e) 上場会社の直前連結会計年度における子会社又は新たに子会社となる会社から仕入高(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社からの仕入高の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(f) 上場会社の直前連結会計年度における子会社又は新たに子会社となる会社に対する売上高(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社に対する売上高の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(g) (略)

(h) 取引規制府令第49条第11号に定める事項

f 第1号mに掲げる場合

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が上場会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e) 上場会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社から仕入高(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社からの仕入高の見込額)が上場会社の最近事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(f) 上場会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社に対する売上高(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社に対する売上高の見込額)が上場会社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(g) (略)

(新設)

f 第1号mに掲げる場合

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 上場会社の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項

(b) 固定資産を取得する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該固定資産の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項

g 第1号nに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の貸借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が上場会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

(b) 固定資産を取得する場合

当期固定資産の取得価額が上場会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

g 第1号nに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

上場会社の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の貸借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が

上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号oに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第49条第13号に定める事項

i 第1号rに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

上場会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号oに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度の開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当該純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

i 第1号rに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する事業

と。

(a) 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第14号に定める事項

j 第1号wに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連

年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

j 第1号wに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による当該純利益の増加額

結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号a bに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

1 (略)

(1)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前1.(1)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額(連結財務諸表における純資産額をいう。以下2.(2)までにおいて同じ。)」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。))をいう。以下この1.(1)の2において同じ。)」と、「連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下2.(2)までにおいて同じ。)の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下1.(1)及び2.(1)において同じ。)」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」

又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号a bに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

1 (略)

(新設)



とする。

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第1号に定める事項

b 第2号dに掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 災害に起因する損害又は事業遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 災害の起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

b 第2号dに掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分

の売上高の減少額が直前連結会計年度  
の売上高の100分の10に相当する  
額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)この場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少

の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)この場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により上場会社の給付する財産の額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による経常利益の減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該純利益の減少額が最近事業年度の当

額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第50条第3号イ又はロに掲げる事項

c 第2号eに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)のイに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この（b）において同じ。）の場合又は前(a)のイに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度

期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

c 第2号eに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この（b）において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する事業年度開始の

開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 取引規制府令第50条第4号ロに掲げる事項

d 第2号fに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合  
次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第5号に定める事項

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による経常利益の減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当期純利益の減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

d 第2号fに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合  
法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号kに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第6号に定める事項

f 第2号lに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満で

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近事業年度の売上高が上場会社の当該事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号kに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

f 第2号lに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

あると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第7号に定める事項

g 第2号mに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であることと見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であることと見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第8号に定める事項

h 第2号nに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であることと見込まれる

g 第2号mに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による経常利益の増加額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であることと見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債券の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であることと見込まれること。

(新設)

h 第2号nに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であることと見込まれること。

こと。

(b) 取引規制府令第50条第9号に定める事項

i 第2号qに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(2)の2 連結財務諸表を作成すべき会社

でない会社に対する前1.(2)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。))をいう。以下この1.(2)の2において同じ。)」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(3) (略)

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからdまでに掲げる区分に応じ当該aからdまでに掲げることとする。

i 第2号qに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 各有価証券について時価額の帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(新設)

(3) (略)

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからfまでに掲げる区分に応じ当該aからfまでに掲げることとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

a (略)

a 売上高

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表された前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

a の 2 営業利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

b 経常利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

c 純利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値に公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

d (略)



b (略)

c 企業集団の経常利益（上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、税引前利益）

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

d 企業集団の純利益（上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益）

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値が公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(5) 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前(4)の適用については、前(4)中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

1. の2 第2条（会社情報の開示）関係

(1) (略)

(2) 第1項第1号 a に該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の a から c に掲げる内容を含めるものとする。

dの2 (略)

e 企業集団の経常利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

f 企業集団の純利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値が公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(新設)

1. の2 第2条（会社情報の開示）関係

(1) (略)

(2) 第1項第1号 a に該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の a から d に掲げる内容を含めるものとする。

a～c (略)

(削る)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c)・(d) (略)

b 第1号bに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相

a～c (略)

d その他本所が投資判断上重要と認める事項

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式交換による連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下この2.において同じ。)の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日のにおける連結財務諸表における純資産額(以下この2.において「連結純資産額」という。)の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c)・(d) (略)

b 第1号bに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相

当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式移転による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第1号cに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該合併による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

cの2 第1号cの2に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式移転による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第1号cに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該合併による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

cの2 第1号cの2に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該分割による当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該分割により当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該分割による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常

(a) 当該分割による当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該分割により当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該分割による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常

利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

dの2 (略)

e 第1号fに掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

f 第1号gに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合

利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

dの2 (略)

e 第1号fに掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

f 第1号gに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合

にあつては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が当該子会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

- ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この（1）において同じ。）を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消に

にあつては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結財務諸表における資本金の額（以下この2.において「連結資本金額」という。）とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

- ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この（1）において同じ。）を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消に

よる連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

g 第1号hに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の末日における総資

よる連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

g 第1号hに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資

産の帳簿価額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(c) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が連結会社の直前連結会社年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e)～(g) (略)

h 第1号 i に掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

産の帳簿価額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(c) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の経常利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が連結会社の最近連結会社年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e)～(g) (略)

h 第1号 i に掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合



次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

i 第1号jに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 連結会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

i 第1号jに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

連結会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30

に相当する額未満であると見込まれること。

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号mに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計

に相当する額未満であると見込まれること。

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号mに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日

年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

l (略)

m 第1号qに掲げる事項

当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとする。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損額による被害を受けた資産の帳簿価額が当該連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

(b) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第2号bに掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が当該連結会社に

における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

l (略)

m 第1号qに掲げる事項

当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとする。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損額による被害を受けた資産の帳簿価額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

(b) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第2号bに掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が当該連結会社に

係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により給付する財産の額が当該連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開

係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により給付する財産の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開

始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第2号cに掲げる事実

(a) 仮処分命令が申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれに

始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第2号cに掲げる事実

(a) 仮処分命令が申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれに

も該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第2号dに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当

も該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第2号dに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近連結会計年度の売上高が連結会社の当該連結会計年度の売上高の100分の10に相当

する額未満であること。

e 第2号hに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が当該連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

f 第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

g 第2号jに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結

する額未満であること。

e 第2号hに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

f 第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

g 第2号jに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が最近連結会計年度の末日における債務の

社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(削る)

総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 第3号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからcまでに掲げる区分に応じ当該aからcまでに掲げることとする。

a 売上高

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

aの2 営業利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がさ



れた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

b 経常利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

c 純利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

2. の4 第4条(開示内容の変更又は訂正)関係

上場有価証券の発行者が第2条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと本所が認める場合を除く。)の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

2. の4 第4条(開示内容の変更又は訂正)関係

第1項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第2条から第2条の2まで又は第3条第2項に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

4. の2 削 除

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

(a)～(e) (略)

(f) 上場会社が第三者割当による募集

4. の2 第4条の4（適時開示に関する宣誓書）関係

(1) 第4条の4に規定する宣誓書には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第4条の4に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

a 第4条の4に規定する宣誓書（有価証券上場規程第6条の4第1号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき

b 過去5年間において、第4条の4に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき

(3) 第4条の4に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) (3)に規定する書面（有価証券上場規程取扱い要領11.の3(2)に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、本所に提出することができるものとする。

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

(a)～(e) (略)

(f) 上場会社が第三者割当による募集

株式等の割当てを行う場合（割当てを受ける者の全てが上場会社又は本所の会員その他の本所が適当と認める者である場合を除く。）には、本所所定の「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

作成後直ちに

b～eの7（略）

eの8 第2条第1項第1号vに掲げる事項（本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表取締役又は代表執行役の異動の場合に限る。）

本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」 異動後直ちに

f～n（略）

(4)（略）

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～k（略）

(削る)

1（略）

(6)・(7)（略）

#### 11. 第12条（その他書類の提出）関係

第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a～c（略）

(削る)

d（略）

e（略）

f（略）

付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行

株式等の割当てを行う場合（割当てを受ける者の全てが上場会社又は本所の会員である場合を除く。）には、本所所定の「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

作成後直ちに

b～eの7（略）

(新設)

f～n（略）

(4)（略）

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～k（略）

1 第4条の4若しくは有価証券上場規程第6条の3第1号に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動

m（略）

(6)・(7)（略）

#### 11. 第12条（その他書類の提出）関係

第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a～c（略）

d 上場会社が株式の名義書換取扱所等を変更しようとする場合には、あらかじめその通知書を提出するものとする。

e（略）

f（略）

g（略）

する。

2 改正後の 2. の 4 の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. の2 <u>第10条の2（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）関係</u>  <u>第10条の2第1項に規定する本所が定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>(1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</u>  <u>(2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者</u>  <u>(3) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者</u>  <u>(4) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</u></p> <p>5. 第15条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係  (1)～(4) (略)  (5) <u>株主（当該株主が他人のために株式を有する者である場合には、当該株主に対して議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を有する実質的な株主を含む。次号において同じ。）が電磁的方法により議決権（議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を含む。次号において同じ。）の行使を行うことができる状態に置くこと。</u>  (6) <u>その他株主の株主総会における議決権の行使を容易にするための環境整備に向けた事項</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>5. 第15条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係  (1)～(4) (略)  (5) 電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。</p> <p>(6) その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5) aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、<u>同取扱い2.(5) bに規定する貸借対照表</u>）に基づいて算定される純資産の額が負である場合をいう。<u>ただし、上場会社がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。</u></p> <p>b～e (略)</p> <p>(6)～(8)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第2項各号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまで</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5) aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、<u>貸借対照表</u>）に基づいて算定される純資産の額（<u>連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社にあつては、これに相当する額</u>）が負である<u>こと</u>をいうものとする。</p> <p>b～e (略)</p> <p>(6)～(8)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第2項各号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまで</p>

のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この（b）において「非上場会社連結会社」という。）に係る直前連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の末日における総資産額）が上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この（b）及び次の（c）において「連結会社」という。）に係る直前連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の売上高）が連結会社の直前連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の売上高）未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。

のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この（b）において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この（b）及び次の（c）において「連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 事業の承継又は譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の直前連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の売上高）未満であること。

ニ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。

(d) (略)

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第2項第3号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この（e）において「非上場会社連結会社」という。）に係る直前連結会計年度の末日に

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 事業の承継又は譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。）未満であること。

(d) (略)

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第2項第3号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この（e）において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日に



における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の末日における総資産額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の売上高）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

c～g （略）

(9) の 2 ～ ( 1 6 ) （略）

#### 付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

c～g （略）

(9) の 2 ～ ( 1 6 ) （略）

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（2）</u>（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2） 第2条第1項第5号に規定する宣誓書には、上場申請銘柄の発行者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>（3） 第2条第1項第5号に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場申請銘柄の発行者に関する債券の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p> <p><u>（4）</u>（略）</p> <p>3. <u>適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の3関係）</u></p> <p><u>（1） 第6条の3に規定する宣誓書には、上場債券の発行者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>（2） 第6条の3に規定する「本所が定める者」とは、上場債券の発行者であって、有価証券上場規程第6条の3第1号又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の4に規定する宣誓書を提出した者のうち、当該者の発行する株券が本所において上場廃止となった者をいうものとする。</u></p> <p><u>（3） 第6条の3に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</u></p> <p>a <u>第6条の3に規定する宣誓書（第2条第1項第5号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき</u></p> <p>b <u>過去5年間において、第6条の3に規定</u></p>

する宣誓書を提出していないこととなったとき

(4) 第6条の3に規定する「本所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) (4)に規定する書面(1.(3)に規定する書面を含む。)に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、本所に提出することができるものとする。

3. 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い(債券特例第6条の2関係)

(1) 第6条の2に規定する書面(同条かつこ書きに規定する書面を除く。)には、上場債券の発行者の代表者による署名を要するものとする

(2) 第6条の2に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

4. 債券の上場廃止の取扱い(債券特例第7条及び第8条関係)

(1)・(2) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

4. 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い(債券特例第6条の4関係)

(1) 第6条の4に規定する書面(同条かつこ書きに規定する書面を除く。)には、上場債券の発行者の代表者による署名を要するものとする

(2) 第6条の4に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

5. 債券の上場廃止の取扱い(債券特例第7条及び第8条関係)

(1)・(2) (略)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、<u>(h)の3</u>、(j)、(k)、(m)の5又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>(h) 株券上場廃止基準の取扱い1.(9) fに定める猶予期間の最終日までに、株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合((h)の2に掲げるときを除く。)</p> <p><u>(h)の2 株券上場廃止基準の取扱い</u></p> <p><u>1.(9) fに定める猶予期間の最終日までに、株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合であって、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき</u></p> <p><u>(h)の3</u> (略)</p> <p>(i)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(j)、(k)、(m)の5又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>(h) 株券上場廃止基準の取扱い1.(9) fに定める猶予期間の最終日までに、株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合</p> <p>(新設)</p> <p><u>(h)の2</u> (略)</p> <p>(i)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p>

a 監理銘柄への指定期間

(a) ~ (d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場廃止基準取扱い1.(8)b(a)若しくは同1.(13)a又は同4.(4)若しくは同4.(6)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

a 監理銘柄への指定期間

(a) ~ (d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(h)の2、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場廃止基準取扱い1.(8)b(a)若しくは同1.(13)a又は同4.(1)b若しくは同4.(1)dの規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書には、投資信託委託会社の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>6 受益証券特例第6条第4項に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</u></p> <p><u>(1) 受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動があったとき</u></p> <p><u>(2) 過去5年間において、受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき</u></p> <p><u>7 受益証券特例第6条第4項に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場受益証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p> <p><u>(注) 第5項に規定する書面に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、取引所に提出することができるものとする。</u></p> <p>8 (略)</p>
<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」</u></p>	<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>

当該確認書を提出した代表者の異動について決定を行った場合

異動後直ちに

2～4 (略)

2～4 (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

## 適時開示に係る宣誓書を廃止する規則

次の適時開示に係る宣誓書を廃止する。

- (1) 適時開示に係る宣誓書
- (2) 適時開示に係る宣誓書（債券）
- (3) 適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。